

平成27年11月5日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日 時	平成27年11月5日(木) 午後3時00分					
場 所	教育委員会室					
開 会	午後3時00分					
閉 会	午後4時07分					
出席委員						
教 育 長	加 藤 裕 之	藤 部 隆 治	阿 部 博 道	坂 根 慶 子	浅 松 三 平	
委 員	雁 部 隆 治	阿 部 博 道	坂 根 慶 子	浅 松 三 平		
委 員	阿 部 博 道	坂 根 慶 子	浅 松 三 平			
委 員	坂 根 慶 子	浅 松 三 平				
委 員	浅 松 三 平					
説明のために出席した職員						
教育委員会事務局次長	後 藤 隆 宏					
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	岩 佐 一 郎					
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱)	高 橋 宏 幸					
学 務 課 長	須 藤 浩 司					
指 導 室 長	月 田 行 俊					
生涯学習課長	岡 本 香 織					
スポーツ振興課長	佐 久 間 英 樹					
ひきふね図書館長	石 原 恵 美					

2 議題について

(1) 議決事項

- 第1 議案第69号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について
- 第2 議案第70号 墨田区立学校事案決定規程の一部改正について
- 第3 議案第71号 青少年健全育成作文コンクール入賞者に対する表彰状の贈呈について
- 第4 議案第72号 墨田区立図書館における指定管理者制度の導入について

(2) 報告事項

- 第1 平成27年度定期監査（第1回）の監査結果について
- 第2 第62回墨田区文化祭の表彰者名簿の提出について
- 第3 後援等名義使用承認取消通知無効確認請求事件の終了について
- 第4 特別支援教室の整備計画について

3 会議の概要について

教育長 ただ今から教育委員会を開会します。本日の会議録署名人は阿部委員にお願いいたします。

議決事項第1

議案第69号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について」を上程する。

庶務課長 提案理由としては、「年金払い退職給付」の創設に伴い、所要の規定整備を行う必要があるということです。改正の内容としては、様式の一部を改正するということです。地方公務員は共済年金に加入しているのですが、被用者年金制度の一元化に伴いまして、平成27年10月1日から厚生年金に加入することになりました。それに合わせて、新たに「年金払い退職給付」という制度が創設されることになりました。従来の年金は、国民年金の基礎部分と共済年金の厚生年金相当分と職域部分がありました。これが一般のサラリーマンと同様に、国民年金と厚生年金という構成になるということです。これは、社会保障・税一体改革大綱を踏まえた被用者年金一元化法に基づくものです。変更箇所としましては、資料が細かくて見づらいのですが、社会保険料欄に「退職等年金」という欄を追加するということです。そのほかにも若干変更になっていますが、基本的には制度改正に伴う様式改正は今説明しました部分で、それ以外は実際の実務にあわせた規定整備をさせていただいたものであり、制度改正に伴う改正ではありません。この規則の施行日は、さかのぼって10月1日をお願いいたします。事務的には、本来9月中に議決をいただかなければいけないのですが、制度改正に事務が追い付かない状況がありまして、さかのぼって施行ということにさせていただきたいと思います。説明は以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

坂根委員 これは、年金制度がいわゆる3階建てから2階建てになるということですか。

庶務課長 まさに、その通りです。

教育長 それでは、議決事項第1・議案第69号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について」は、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第2

議案第70号「墨田区立学校事案決定規程の一部改正について」を上程する。

庶務課長 提案理由としては、「教育長の権限に属する事務の一部委任について（通達）」及び「教育長の権限に属する区立学校に勤務する職員の休日、休暇等に係る事務の一部委任について（通達）」が平成27年10月1日付けで適用されたことに伴い、所要の規定整備を行う必要があるということです。改正内容としては、引用している通達の記号番号が変更になったということです。先日い

るい議論していただきました「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」という教育長への委任の規則が議決されまして、10月1日の教育委員会で教育長に対する委任の項目について、議決をいただきました。その議決に基づきまして、委任を受けた教育長の事務をさらに学校の校長・副校長・園長・副園長に委任するための通達をしました。その通達の記号番号が新たになったので、墨田区立学校事案決定規程の通達番号を改めるというものです。この訓令につきましても、10月1日からの適用ということでお願いいたします。説明は以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

教育長 何かご質問・ご意見はございますか。

教育長 それでは、議決事項第2・議案第70号「墨田区立学校事案決定規程の一部改正について」は、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第3

議案第71号「青少年健全育成作文コンクール入賞者に対する表彰状の贈呈について」を上程する。

生涯学習課長 提案理由としては、墨田区教育委員会表彰状交付基準要綱に基づき、表彰する必要があるということです。今年の7月から9月に区内小中学生から青少年健全育成に関する作文を募集しました。募集の結果として、小学校から5,820点、中学校から2,202点、合計8,022点の応募がありました。今回は、「家庭・学校・地域などの生活の中で『人と人とのふれあい』について感じていることや考えていること」をテーマとして募集しました。集まった作品については各学校で学年ごとに代表作を1点選んでいただき、それを元に小学校25校のうち最優秀賞を1点、優秀賞を4点、佳作を20点、中学校については最優秀賞を1点、優秀賞を3点、佳作を6点という形で入賞者を決定しました。審査については、国語の教員と小中学校の校長会会長と青少年関係団体のメンバーから審査員を選出していただきました。被贈呈者の名簿は資料のとおりです。11月28日付けで青少年健全育成区民大会において表彰する予定です。説明は以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

阿部委員 表彰する名義は、どうなりますか。

生涯学習課長 最優秀賞は区長名、優秀賞と佳作については教育長名になります。

浅松委員 テーマの傾向は、例年と比べて変わっているのですか。

生涯学習課長 テーマの傾向として、青少年健全育成ということで大きく変わってはいません。

教育長 それでは、議決事項第3・議案第71号「青少年健全育成作文コンクール入賞者に対する表彰状の贈呈について」は、原案どおり贈呈することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第4

議案第72号「墨田区立図書館における指定管理者制度の導入について」を上程する。

ひきふね図書館長 提案理由としては、墨田区立図書館において指定管理者制度を導入することを

決定する必要があるということです。指定管理者制度を導入する施設としては、緑図書館、立花図書館、八広図書館の3館になります。時期としては、平成29年度より導入します。理由としては、図書館において専門性やサービスの一層の向上を目指すとともに、より効果的・効率的な運営を行っていくため、民間事業者を公募により募集し、指定管理者制度を導入するということです。説明は以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

坂根委員 導入は、4月からですか。

ひきふね図書館長 平成29年4月1日からです。

坂根委員 業者選定は、その前ということですか。

ひきふね図書館長 はい。平成28年度中に決定します。

阿部委員 委託すると、予算的にどれくらい効率化されますか。

次長 詳細な試算はこれからになりますが、人件費は効率化されると思います。人件費が削減されるだけでなく、ノウハウを持った事業者指定管理をお願いすることによって、窓口サービスの強化につながっていくと思っています。

ひきふね図書館長 指定管理者制度を導入すると、事業者による専属の館長が配置されることになり、人件費も削減されます。また、開館時間が月曜日午後5時までだったのが、午後8時までで延長されますが、その分の人件費も削減できると思います。

坂根委員 図書を選定に関しては、どうなりますか。

ひきふね図書館長 選定に関しては、中心館であるひきふね図書館が最終選定を行います。

教育長 それでは、議決事項第4・議案第72号「墨田区立図書館における指定管理者制度の導入について」は、原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

報告事項第1

「平成27年度定期監査(第1回)の監査結果について」、庶務課長が次のとおり説明する。

庶務課長 「平成27年度定期監査の結果に基づき墨田区教育委員会委員長が講じた措置の公表について」監査委員から教育長に通知がありました。地方自治法第199号第12項の規定に基づき、措置結果を公表したということで、公表方法としては墨田区告示式、公表日は平成27年10月20日です。公表文の主な内容としては、指摘事項と監査委員意見があります。指摘事項の1つ目として、ある学校で墨田区特色ある学校づくり推進事業補助金の過払いが生じたというもので、これについては指導のうえ再点検をさせたということと、指導室でも再度確認をするという措置を講じました。2つ目として、墨田区立小・中学校校外生活指導委員会等補助金で、余剰金があったにもかかわらず、返還手続きが行われていなかったというもので、これについては、事務担当者と副校長との二重チェック体制の強化、進行管理の情報共有を図り、学務課との事務処理の進捗の確認を定期的実施、事務担当者長期不在時の事務処理体制の確立を講じることとしました。3つ目として、墨田区立小・中学校卒業記念アルバム購入費補助金で、事務の遅延が生じたため、職員の立替で交付という状況が発生しました。これについては、厳重な指導を行ったということで、予防策として、チーフとサブによる事務手続きの二重チェック体制を徹底、組織としての情報共有化を図るとともに全主査で管理、事務事業等の進捗状況を総括的に点検するため内部ミーティングを定期的

に実施、補助金申請書に関わる事務処理の遅れや亡失等が生じないよう、新たに専用の受付整理簿等を作成、異動者に対して、財務会計研修の必修化、職場内研修の実施、事務処理マニュアルの徹底化を図るという策を講じることとしました。監査委員意見の1つ目として、今回の指摘事項は3件とも補助金の執行にかかるものであったということで、今後は組織としての管理監督体制の整備を強く望むということで1日も早い改善を求めるといった意見が出されています。これに対して、平成25年度処理の補助金について適正な処理がされているかを再度点検をし、今後予防改善策に取り組んでいくということです。指摘を受けた学校に対しては、今回の意見を踏まえ、補助金交付の際に各交付先に対して補助金適正化法の理念に則り、補助金執行には厳格性、透明性が求められることを徹底させ、精算の際には関係書類をすべて再点検させることとしました。2つ目としては施設等の安全管理ということで、毒物・劇物の管理体制についての意見です。毎年どうしても管理について指摘を受けてしまうものがあるということで、特に毒物・劇物は管理を厳重にしなければならないというところで徹底して欲しいという意見が出されました。これに対して、自主的な整備項目である「毒物劇物危害防止規定」未整備校について、本防止規定を整備し、一層の安全管理を図るよう指導し、また表示漏れや記載漏れのないよう指導を徹底するという措置を講じました。

坂根委員 事務担当者長期不在をいうのは、どのくらいの期間で、何故不在したのですか。

学務課長 この年度は、病気等で長期不在となりました。

浅松委員 補助金の適正執行に関する指摘事項は、昨年までに比べて多いのですか。

庶務課長 今年は、補助金に対して指摘される事項が比較的重要なものが多かったということで、厳しい指摘をされました。

浅松委員 事前に事務局が指導をするようなことは行わないのですか。

庶務課長 監査が行われる前に、例年指摘を受けている事項については同じ指摘を受けないように校長会を通じて注意をしたり、チェックリストを送付したりしているのですが、どうしても改善できないところもあるというのが課題だと思っています。

報告事項第2

「第62回墨田区文化祭の表彰者名簿の提出について」、生涯学習課長が次のとおり説明する。

生涯学習課長 11月1日から3日までの間に、文化祭の展示部門並びに受賞式を開催しました。表彰者については、区長賞を13名、区議会議長賞を13名、教育長賞を13名、教育長名で表彰する優秀賞を絵画部門から1名、自由作品部門から1名の計2名を表彰しました。墨田区教育委員会表彰状交付基準要綱第3条第2項に基づき、本来であれば教育委員会で議決を経てから表彰状を交付するところですが、10月31日に展示作業を完了した後、速やかに審査作業に入り、11月3日の表彰式で交付する必要があったため、教育長の専決により表彰状を既に交付してあります。つきましては、同要綱第3条第2項ただし書きに基づき、事後の承認をお願いいたします。

阿部委員 この中の珠算というのは、展示ではないですね。どのようなことをするのですか。

生涯学習課長 文化祭という名称ですが、子どもたちの珠算の大会結果になります。

阿部委員 一部から四部とあるのは、年齢別ということですか。

生涯学習課長 はい。年齢別になります。

報告事項第3

「後援等名義使用承認取消通知無効確認請求事件の終了について」、庶務課長が次のとおり説明する。

庶務課長 訴訟の概要ですが、当事者として原告がA氏、被告が墨田区となります。原告請求の趣旨は、「墨田区が、平成25年4月19日、原告に対してした後援等名義使用承認取消通知は無効であることを確認する。」ということと、「墨田区教育委員会が、平成25年4月19日、原告に対してした後援等名義使用承認取消通知は無効であることを確認する。」ということで、それらについては、墨田区長と教育委員会が後援名義使用承認をした事業について、当日政治的な活動が行われたため、その承認を取り消したことにより3割減額されていた使用料の差額分を請求されたということが背景にあり、その取消通知が無効だということを主張しています。それと、「訴訟費用は被告の負担とする」という判決を求めるといいます。事案の概要としては、「本件は、原告が、墨田区所在の曳舟文化センターにおいて朗読劇を開催することにつき、墨田区及び墨田区教育委員会から、それぞれ後援名義を使用することの承認を受けていた。その開催後、これらを取り消す通知を受け、これに伴い、曳舟文化センターから、墨田区が後援する事業であることを理由として減額されていた使用料の一部を支払うよう請求を受けたことから、上記各通知が処分当たるとして、その無効確認を求める抗告訴訟である。」ということです。訴訟の経過としては、平成26年12月26日東京地方裁判所に訴えが提起され、平成27年6月30日第1回口頭弁論から審理が始まり、第3回口頭弁論まで各当事者が主張を行いました。主な争点は、本件各取消通知の処分性及び本件各取消通知の無効原因の有無です。平成27年8月12日第3回口頭弁論において、裁判長が双方の主張が出尽くしたということで弁論を終結、平成27年10月27日判決が言い渡されたというものです。その内容は、「本件各訴えをいずれも却下する。」と「訴訟費用は原告らの負担とする。」という主文で区側が勝訴しました。裁判所の判断は、「墨田区及び墨田区教育委員会による後援等名義の使用を希望する者による申込みと墨田区及び墨田区教育委員会による承諾とにより成立する契約関係であり、その取消しも当該契約関係の解除の意思表示であると解されるので、『行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為』に当たらない。」「原告は、後援等名義の使用承認及びその取消しは、曳舟文化センターの使用料の減額を請求できる権利を発生させ、又は消滅させるなど、原告の権利義務を直接形成するものであるから、『行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為』に当たると主張するが、同センターの使用料の減額は、原告と墨田まちづくり公社との間で締結される施設利用契約における減額に関する合意が直接の原因であるため、原告の主張は採用できない。」「以上により、墨田区及び墨田区教育委員会による後援等名義の使用承認の取消しは、『行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為』に当たると認められず、当該取消しが処分であることを前提としてその無効確認を求める本件訴えは、不適法というべきである。」というものです。その後、控訴等は確認されていませんので、このまま控訴されなければ、この判決が確定ということになります。

阿部委員 この判決内容は、公表されるのですか。

庶務課長 あえて公表するということはありませんが、珍しい事例であることは間違いないので、参考にされることはあるかもしれません。後援承認をした事業が実施後に承認を取り消されるという事例があまりありませんので、行政事件訴訟としては稀な事例であるということで判例集等に掲載されるかもしれないと思っています。

報告事項第4

「特別支援教室の整備計画について」、指導室長が次のとおり説明する。

指導室長 東京都特別支援教育推進計画第3次実施計画に基づいて、平成28年度から平成30年度までに、すべての小学校に教員が巡回して発達障害教育を実施する特別支援教室を計画的に整備することになっています。本区としては、平成27年度に準備し平成28年度に設置するのが梅若小学校を拠点とする特別支援教室、平成28年度に準備し平成29年度に設置するのが第三寺島小学校と中川小学校を拠点とする特別支援教室、平成29年度準備し平成30年度設置するのが現在錦糸小学校を拠点としているものを外手小学校にも拠点を設けて実施するという計画で進めているところです。平成30年度までに実施しますと、1つの拠点校に対して4つの学校が在籍校という形で、5校体制で1つのブロックを組むようになります。現時点では、梅若小学校・第三寺島小学校・中川小学校・錦糸小学校の4校が通級指導学級ということで、そこに在籍校の子どもが保護者同伴で通うという形になっています。今年度はモデル地区の拠点校梅若小学校と在籍校隅田小学校・第二寺島小学校、拠点校錦糸小学校と在籍校二葉小学校・柳島小学校で教員が巡回指導を実施しています。これらの学校がモデル校として選定された理由としては、錦糸小学校のブロックの二葉小学校については、更衣室を特別支援教室に改装して設置しているというパターンです。柳島小学校については、図書準備室を併用して実施しています。隅田小学校については、普通教室の空き教室を活用して特別支援教室を設置、第二寺島小学校については、児童会室を併用して特別支援教室を設置しています。今後特別支援教室を設置するにあたり、それぞれ学校の状況が異なりますので、どのような状況でも対応できるようにモデル校で実証しているところです。平成28年度に設置する学校の現在モデル校として実施している梅若小学校について、通級指導学級から特別支援教室、つまり教員がそれぞれの学校へ移動し、保護者が引率しなくてもよくなるという特別支援教室を設置し、残りの第三寺島小学校・中川小学校・錦糸小学校については、これまでどおりの通級指導学級を行いつつ準備を進めていきます。第2段階の平成29年度については、第三寺島小学校と中川小学校についても特別支援教室を設置し、錦糸小学校については引き続き通級指導学級として準備を進めていきます。第3段階の平成30年度には、すべての小学校で通級指導学級から特別支援教室に変えていくというような体制づくりをさせていただきたいと考えています。現在、第二寺島小学校の子どもは梅若小学校と第三寺島小学校の2校にまたがって通っていますが、第1段階の平成28年度実施時には、すべて梅若小学校のブロックに入っていきように整理させていただき、続いて平成29年度に第三寺島小学校の在籍校になっている言問小学校と第一寺島小学校を梅若小学校ブロックに変更し、1ブロック5校という編成にさせていただきたいと思います。

坂根委員 通級の移動時間が大変とよく伺いますが、これで緩和されるのでしょうか。

指導室長 今後は子どもが動くことはありませんので、引率は必要なくなります。教員が移動しますので、子どもが移動するために授業時間が削られてしまっていたというようなことはなくなり、学習権が守られていくということになります。

坂根委員 教員の移動時間はどうなるのですか。

指導室長 これから計画するのですが、例えば1日その学校に行ってしまうというような形をとりますので、兼務発令をして朝からその小学校に行き、そのまま帰宅するというようなことも想定されます。

雁部委員 巡回という形ですと教員の数も必要になると思うのですが、増員することはできるので

すか。

指導室長 子ども10人に対し教員1人というのが東京都の定数になっています。現時点でそれを適用されてしまうと、通級指導学級に通う子どもは167人くらいいますので、17人が教員定数になってしまいます。現在20人を超える教員がいますので、現状人数を維持しながら徐々に移行していきますので、人数的には保障されています。

教育長 各学校に補助する人は付きますか。

指導室長 特別支援教室を設置した学校、平成28年度については梅若小学校、第二寺島小学校、隅田小学校については、環境整備や受け入れ態勢等のために、教員ではありませんが職員を1人配置する計画になっています。

学務課長 補足ですが、本計画については平成27年度から準備をしなければいけませんので、補正予算で物品の購入や工事費を計上します。

阿部委員 平成30年度にすべての小学校に特別支援教室の設置が完了するということですが、完了した際における拠点校と在籍校の違いは何ですか。

指導室長 拠点校というのは教員の本務校で、在籍校というのは巡回する学校のことです。

報告事項第5

「学校施設における旭化成建材㈱の杭工事データの転用について」、庶務課長が次のとおり説明する。

庶務課長 この件については、文部科学省からも対応についての通知が来ています。旭化成建材株式会社の杭打ち工事については、国土交通省から指導が入ってしまっていて、データの流用等に関する速やかな調査の実施、安全確認、学校等の発注者への連絡等の必要な措置を講じるよう指示が出されています。旭化成建材株式会社に関する調査ですが、11月13日までの3週間で調査を実施するようにと指示が出ています。過去10年間の実績で民間の建物も含めて全国で3,040件の内、学校施設は342件ありました。墨田区の学校施設では、小学校で1件該当があります。これまでの経緯としては、平成27年10月28日夕方に、東京都から墨田区にも該当校が1校あるということがプレス発表されました。それを受けて、10月29日から墨田区独自に調査を開始し、10月31日土曜日には、梅若小学校の現場で建物の傾き等の安全確認なども調査をしました。調査した結果、施工結果報告書の中の杭工事の施工箇所が61か所ありまして、その61本のうち2本の杭データが同一のものを使用しているということで、データの転用があったと認められました。建物の安全性については、データの転用とは別次元の話として、現地調査の実施や工事の経過資料の確認等の独自調査の結果を総合的に検証し、杭は問題なく安全であるということを営繕課と確認しました。施工業者と設計会社への聞き取りや保管されている記録等をすべて確認して、設計どおり支持層まで杭が打ちこまれていることを確認していますので、安全性は確認できているということです。11月2日に安全であるということを学校名を伏せてプレス発表をしました。3日に報道機関1社から、学校名が報道されてしまいましたので、学校関係者の不安を取り除くべく、本日午後7時から学校の体育館において、保護者説明会をさせていただく予定です。説明会では、建物の安全性の確認方法について詳しく説明させていただく予定です。一番の原因である旭化成建材株式会社には、この保護者会に出席するように要請しましたが、社の方針として出席できない旨の回答をいただいております。遺憾ですが、説明の趣旨は独自調査の結果で安全であるということですので、特に支障なく説明会は行えると考えています。

雁部委員 今日の説明会は、墨田区独自の調査結果ということですか。

庶務課長 はい。旭化成建材株式会社の説明・調査では、安全性に疑問があるということで、区独自の調査、例えば現場で印刷されたデータ等を確認したということです。

雁部委員 不安を払拭するのが大事ですから、丁寧に説明をお願いします。

坂根委員 説明会には、営繕課も出席するのですか。

庶務課長 実際の工事を執行委任を受けて実施しているのは営繕課になりますし、安全確認も営繕課を中心に実施していますので、説明要員として出席します。

その他

雁部委員 教育委員会の活性化ということで、他区の教育委員さん方と交流できる機会が欲しいので、是非そういう機会を設けてもらいたいと思います。

坂根委員 報告事項を申し上げます。9月18日に押上小学校にフラメンコギターの世界的奏者、カニサレス氏とメンバーが来て、私も一緒に演奏を聞き、また児童の演奏も聞きました。その時に氏がスペインでは音楽教育が公教育で必修になっていない話をしました。それは特別に珍しいことではありませんが、私たちが当たり前に思っていることが世界では違うということを皆さんに知ってもらいたいと思いお話ししました。また、10月6日に小梅小学校の公開授業に行った際に、教員から、鳩の首が切られていたのを川沿いで発見した保護者が心配して小学校に知らせてくださったことがあったと聞きました。地域の保護者の方が、小さなことでもすぐに学校へ知らせてくれる関係というのは、非常に良いものだと思います。

教育長 以上で、教育委員会を閉会いたします。